

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（平成15年3月31日公布、平成15年4月1日施行（県民税に関する部分は平成16年1月1日、事業税及び自動車税に関する部分は平成16年4月1日））

【改正の概要】

1 個人県民税に関する改正

(1) 配当割の創設

平成16年1月1日以後に支払を受ける特定配当等（一定の上場株式等の配当等）に係る課税について、配当割を創設

納税義務者 特定配当等の支払を受ける個人で、県内に住所を有する者

課税標準 支払を受けるべき特定配当等の額

税率 5%（平成16年1月1日～平成20年3月31日は、3%）

特定配当等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により徴収する。特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際、配当割を徴収し、翌月10日までに県に納入する。

納税義務者は、申告を要しないが、申告した場合は、所得割により課税し、所得割の額から配当割額相当額を控除する。

(2) 株式等譲渡所得割の創設

平成16年1月1日以後における選択口座（所得税において源泉徴収を選択した口座）内の株式等の譲渡による所得に係る課税について、株式等譲渡所得割を創設

納税義務者 選択口座内の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で、県内に住所を有する者

課税標準 特定株式等譲渡所得金額（選択口座内の上場株式等の譲渡により当該選択口座に係る年初からの通算所得金額が増加した場合におけるその増加した金額）

税率 5%（平成16年1月1日～平成19年12月31日は、3%）

選択口座内の株式等の譲渡による対価等の支払をする者を特別徴収義務者として、特別徴収の方法により徴収する。特別徴収義務者は、対価等の支払の際、株式等譲渡所得割を徴収し、翌年1月10日までに県に納入する。

申告については、(1)と同じ。

2 法人事業税への外形標準課税の導入（平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用）

(1) 対象法人 資本金1億円超の法人

(2) 税額 法人事業税額 = 付加価値割額 + 資本割額 + 所得割額

(3) 税率

所得割（括弧書の税率は、本則に規定する恒久的減税前のもの）

所得のうち年400万円以下の金額	3.8%（4.4%）
所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	5.5%（6.6%）
所得のうち年800万円超の金額及び清算所得	7.2%（8.6%）

付加価値割 付加価値額の100分の0.48

資本割 資本等の金額の100分の0.2

3 自動車税のグリーン化の見直し

(1) 軽課措置 平成15年度新車新規登録車について、平成16年度に税率より概ね50%軽減

対象車 ・低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及びメタノール自動車）

・低燃費車のうち、排出ガス性能に優れているもの（最新排出ガス規制値より75%以上性能が良い自動車）

(2) 重課措置 平成16年度以後の年度分について、税率より概ね10%重課

対象車 ・新車新規登録から11年超のディーゼル車

・新車新規登録から13年超のガソリン車及びLPG車

4 その他

次の特殊法人についての不動産取得税に係る特例措置を、独立行政法人への移行後も継続する。

日本鉄道建設公団 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

緑資源公団 独立行政法人緑資源機構

施行日	平成15年10月1日。ただし、県民税に関する部分は平成16年1月1日、事業税及び自動車税に関する部分は平成16年4月1日
-----	--

【その他参考事項】

外形標準課税における付加価値割・資本割の仕組み

1 付加価値額 = 収益配分額 ± 単年度損益

・ 収益配分額 = 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料

報酬給与額... 給料、賞与、手当、退職金等の合計額

純支払利子... 支払利子から受取利子を引いた額

純支払賃借料... 土地・建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額

・ 単年度損益... 繰越欠損金控除前の税法上の所得

収益配分額に占める報酬給与額の割合が高い法人に対し、配慮措置(雇用安定控除...報酬給与額のうち、収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除)が講じられている。

2 資本等の金額 = 資本の金額又は出資金額 + 資本積立金額

1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除する。

2 資本等の金額のうち、1,000億円を超える部分については、割り落として計算する。

1兆円を超える部分は、課税標準に算入しない。